

(五) 職員の任用及び叙級に關し、所要の經過規

定も設ける。(附則第二項。乃至第四項。)

第二 第一復員省官制の廢止等に關する勅令

(一) 前記の復員廳官制の制定とともに第一復員省官制及び第二復員省官制も廢止し、これに伴ひ第一復員官及び第二復員官の任用

等に関する件(昭和二十一年勅令第六百八十六號)を廢し、併せて第

一復員大臣及び第一復員大臣の所掌業務

が内閣總理大臣に移管されることに由り

適用の餘地がなくなる内閣官制第七條の

帷幄上奏に関する規定も削除する。

(二) 今陸海軍軍人の制は、在外未復員部隊に

九

屬する者につき、経過的に存続させる外、こ
れも廢止することとなるので海軍懲罰令
も始め陸軍軍屬の懲戒に關する件(明治四十一
年初令第三
五號)及び戰地又は事變地に在る陸軍文官
の懲戒、戒權に關する件(昭和十八年初令
第二十一號)も廢止するこ
とし、但だ現に陸海軍の未復員部隊に屬

する者に關しては、これらの勅令は、その者の復員に至るまで、なほその效力を有することとする。

(三) 制度の改正に依り、既に實施の餘地なきに至つた非職及び豫備理事の戰時復職並びに在郷に關する件(明治三十一年勅令第八十二號)もこの際廢止す

裏面白紙

る。

按ずるに、本案の二件は陸海軍の復員の進捗に

伴ひ、第一及び第二復員省^{の各}も廢止して復員廳を

設置し、併せて陸海軍武官制の廢止等に因る關

係規程の改廢も行はうとするものであつて、別

執れも

に支障の廉がないから此の儘とこれを可決され

樞密院

裏面白紙

（差支ないものと思ふ。

右謹^んび審査の結果を報告する。

昭和二十一年六月七日

書記官長

議長宛

樞密院